

## 稲沢市小中学校フリースクール連携協力推進事業実施要領

### 1 趣旨

学校以外の場において学習支援等を行うフリースクールと稲沢市教育委員会の連携協力を推進することにより、不登校児童生徒の「学びの場」の確保及び保護者に対する支援体制の構築によって、不登校児童生徒の「社会的自立」の促進を図る。

### 2 対象期間

連携協力の決定を通知した日から稲沢市教育委員会が終了を通知する日までとする。

### 3 連携協力の内容

#### (1) 職員研修

進路情報の提供、教育課程や指導方法等の共有、在籍校教員や指導主事の派遣

#### (2) 不登校児童生徒の情報交換

保護者の同意に基づき、教育委員会、在籍校、事業者、保護者間での情報共有

#### (3) 人材確保

フリースクールでの支援スタッフ募集等の案内を市内小中学校での配布

#### (4) 会場確保

市内公共施設の予約と減免

#### (5) 不登校児童生徒の保護者への情報提供

市内小中学校において、フリースクールの案内、保護者相談会の案内、フリースクールによる不登校児童生徒の保護者に対する相談機会の案内

### 4 連携協力対象

以下の要件を満たし、「3 連携協力の内容」で連携が可能なフリースクールを対象とする。

- (1) 稲沢市内または隣接する地域に所在すること。
- (2) 不登校児童生徒に対する相談・指導に関し、深い理解と知識又は経験を有し、一定の社会的信用を有していること。
- (3) 不登校児童生徒やその家庭を支援するために、相談・指導の状況等を定期的に連絡し、情報共有を図っていること。
- (4) 個人の状況に応じた相談・支援が行われていること。
- (5) 支援に必要な職員を複数人有していること。
- (6) 週1日以上、開設していること。
- (7) 事業の収支報告が明確であること。
- (8) 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。
- (9) 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体でないこと。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

## 5 申請方法

### (1) 提出書類

- ア 連携協力申請書（様式第1）
- イ 実施計画書（事業所設置者、支援者、活動内容がわかるもの）
- ウ 収支予算書
- エ 施設の事業内容が確認できるパンフレット、案内チラシ等

### (2) 提出方法及び提出先

郵送又は直接、稲沢市教育委員会学校教育課（以下「学校教育課」という。）へ書類を提出すること。

## 6 審査について

### (1) 書類審査

提出書類により、学校教育課が審査を行う。

### (2) 訪問調査

- ア 申請したフリースクールに対して、学校教育課による訪問調査を実施する。
- イ 日程等については、申請書等受理後に別途連絡する。

### (3) 審査結果の通知

連携協力決定通知書（様式第2）により通知する。

## 7 連携協力の変更及び終了について

### (1) 連携協力の内容に変更があった場合

学校教育課担当者及び事業所の代表者との協議の上、連携協力終了（変更）通知書（様式第3）により通知する。

### (2) 連携協力の終了について

以下に該当した場合、学校教育課担当者及び事業所の代表者との協議の上、連携協力終了（変更）通知書（様式第3）を通知し連携協力を終了する。

- ア 「4 連携協力対象」の要件を満たすことができなくなった場合
- イ 事業所都合によって連携協力ができなくなった場合
- ウ その他（教育委員会が連携協力を適切でないと判断した場合）

稲沢市教育委員会（令和5年6月9日作成）